

(1) 開示しない部分

「附近見取図」、「開発区域権利者一覧表」、「建設省所管国有財産における工事施行について（意見書）」、「官民境界確定証明書」、「公共用地境界の確定について」、「地番図（合成図）」中の個人の氏名、「造成計画平面図」中の個人の氏名、「官民境界明示断面図」中の個人の氏名、「官民境界明示平面図」中の個人の氏名

(2) 開示しない理由

条例第 9 条第 2 号該当。上記の部分には、特定の個人の財産その他に関する情報が当該個人の氏名とともに記載されている。

- 3 異議申立人は、平成 10 年 5 月 28 日に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示しない部分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 土地の所有状況は、登記の法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報であり、条例第 9 条第 2 号ただし書のア（法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報）の規定に該当し、非開示とする情報からは除かれるものである。

また、本件法人に関係する地主の一覧表は、本件事務を所管する土木事務所から地元自治会へ提出されており、今更問題ではない。

- (2) 実施機関は、条例第 9 条第 2 号ただし書のアの規定は、公文書の中に個人情報が法令等の規定に基づいて閲覧できるそのままの形で含まれている場合を想定した規定であり、加工すればプライバシーを侵すと主張しているが、そもそも土地の所有権は完全に公に開示されていないと地主は安心できないもので、これをよりわかりやすくするために加工したからといって、地主はプライバシーを侵されたと言

うはずがない。むしろその所有状況を一層わかりやすくしてくれることを要望するに決まっている。したがって、個人の土地の所有状況に関する情報を開示したからと言って、プライバシーの侵害にはならない。

地主の知らぬ間に、その所有情報が加工され、それが開示される保障がないとすれば、これは地主にとっても関係者にとってもゆゆしき問題である。

- (3) 実施機関は、「当該情報提供は、特定の事項に関し特定の者に対し特定の目的をもって行われたものであると考えられる。」と言っているが、およそ文書で特定の事項、者、目的を持たないものはなく、これを新聞広告するわけでもなく、既にその者に実施機関が提供した情報を含むのであるから、その者に情報が開示できないというのは不合理である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分の理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書に含まれる個人情報の内容は次のとおりであり、それぞれが条例第9条第2号に該当する。

(1) 「地番図(合成図)」、「造成計画平面図」並びに「公共用地境界の確定について」に添付された「官民境界明示断面図」及び「官民境界明示平面図」に記載された個人の氏名

(2) 「付近見取図」、「開発区域内権利者一覧」、「官民境界確定証明書」(添付平面図を除く。)及び「公共用地境界の確定について」(添付「官民境界明示断面図」及び「官民境界明示平面図」を除く。)

(3) 建設省所管国有財産における工事施行について(意見書)

- 2 1の(1)、(2)及び(3)の情報は、条例第9条第2号本文に該当する。

1の(1)は特定の土地に関する特定の個人の氏名であり、同(2)は特定の土地に関する個人の所有情報又は居住情報であり、及び同(3)は利害関係人の本件工事施行に対する意見であることから、条例第9条第2号本文

に該当する。

3 1の(1)、(2)及び(3)の情報は、条例第9条第2号ただし書に該当しない。

(1) 異議申立人は、本件公文書について条例第9条第2号ただし書のア(法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報)の規定に該当すると主張しているが、同規定は、たとえば不動産の登記簿謄本が公文書の一部となっている場合のように、公文書の中に当該情報が法令等の規定に基づいて閲覧できるそのままの形で含まれている場合を想定した規定であり、一定の加工が施された場合にまで適用される規定ではない。

なぜなら、個人情報、他の情報と組み合わせられることによって新たな個人情報を発生させる場合があり、このような情報をすべて開示することは、プライバシー保護の観点から個人情報を原則非開示とした条例の趣旨(条例第3条後段及び条例第9条第2号)に反するものだからである。

(2) そして、1の(1)及び(2)は、個人情報であり、当該個人情報は、不動産登記簿謄本のような法令等の規定に基づいて閲覧できるそのままのものではなく、一定の加工が施されて存在しているものであり、法令等の規定に基づいて何人でも閲覧できる情報には該当しないものである。

また、1の(3)も個人情報であり、これについては閲覧できるものを加工したものと言えるものでもなく、法令等の規定に基づいて何人でも閲覧できる情報に該当しないのは明らかである。

4 なお、異議申立人は、「本件法人関係の地主の一覧表は、本件事務を所管する土木事務所から地元自治会へ提出されており、今更問題ではない。」と主張している。

この主張は、本件法人、県及び市が共同で開催した地元説明会において関係図面等の情報提供がなされたことを指摘しているものと推測され、また、異議申立人は関係人の一人としてその情報を取得した又は関係人としてその情報を取得した者が存在することを知っていると推測される。しかし、当該情報提供は、特定の事項に関し特定の者に対し特定の目的を持って行われたものである。

これに対し、公文書の開示制度は開かれた県政を一層推進することを目的としてすべての県民に対し同じ公文書を同じように開示する制度であり、そのために個人のプライバシーに係るものは開示してはならないこと等開示請求される情報に記録された者等の不利益等についても調整をすべき旨を定めているものである。

そして、この公文書開示条例に基づく公文書の開示・非開示の決定は、請求者がだれであるかによって差異を生ずるものであってはならず、仮に請求者が請求に係る情報の一部を既に取得していたとしても、開示・非開示の決定においてはそれを斟酌すべきでないとともに、他の特定の者に対し個人の情報提供がなされていることをもって、開示・非開示の決定においてそれを斟酌すべきでないことは明らかであり、異議申立人の主張は理由のないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の部分開示決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の構成等

本件公文書は、本件法人が法定外公共物（建設省所管国有財産里道・水路敷）の財産管理者である実施機関に対し本件里道・水路敷の工事施行承認を申請したものであって、次の表に掲げる建設省所管国有財産里道・水路敷工事施行承認申請書（鑑）及びその付属書面から成っている。なお、それぞれの書面ごとの実施機関の開示・非開示決定処分についても次の表のとおりである。

公文書の構成	実施機関の開示・非開示決定の区分	実施機関が非開示決定した部分
申請書（鑑）	全部開示	なし
附近見取図	全部非開示	全部
地番図（合成図）	部分開示	個人の氏名を記載した部分
開発区域内権利者一覧表	全部非開示	全部

造成計画平面図	部分開示	個人の氏名を記載した部分
官有地工事使用求積平面図	全部開示	なし
床版橋詳細図(1)	全部開示	なし
床版橋詳細図(2)	全部開示	なし
建設省所管国有財産における工事施行について(意見書) 4件	全部非開示	全部
官民境界確定証明書(鑑及び添付図面)	部分開示	鑑の全部
公共用地境界の確定について(鑑並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図) 2件	部分開示	鑑の全部並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図の個人の氏名を記載した部分

2 条例第9条第2号該当性について

(1) 条例第9条第2号は、個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の立場から、公文書開示制度の下においても個人のプライバシーに関する情報が最大限に保護されるよう配慮すべきであることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについては原則として開示しないとする旨規定している。

(2) 「附近見取図」について

ア 1の表の に掲げた「附近見取図」の中には、特定の個人が識別される居住者の氏名が記載されている。したがって、当該「附近見取図」中個人の氏名が記載された部分は、その個人の居住に係る個人情報であり、条例第9条第2号の規定により非開示とするのが相当である。

イ 実施機関は、当該「附近見取図」につき、これを全部非開示とすべきであると主張する。しかしながら、当該「附近見取図」につき個人の氏名が記載された部分を除くその余の部分を開示したからといって、個人のプライバシーを特に侵害することにはならないし、当該個人の氏名が記載された部分とそれ以外の部分とに分離するこ

とは、若干の手間を要するとしても、物理的にも経費的にも困難という程のものでは勿論ないし、しかも、当該個人の氏名が記載された部分を除いても本件公文書の開示請求の趣旨が損なわれることはないものである。したがって、この点に関する実施機関の主張は、理由がない。

(3) 「地番図(合成図)」について

ア 1の表の に掲げた「地番図(合成図)」(地方法務局備付公図からの転写図に所有者名、地目等を加筆したもの)中には、特定の土地の地番の下部等にその土地の所有者としての個人の氏名や法人名が記載されている部分がある。この土地の所有者としての個人の氏名が記載された部分は、特定の土地がだれの(どの個人の)所有に係るものであるかを明らかにするもので、特定の個人の財産状況が識別される情報というべきである。したがって、この部分は、条例第9条第2号に規定する非開示情報、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの)に当たり、非開示とするのが相当である。

よって、実施機関が当該「地番図(合成図)」中、個人の氏名を記載した部分を非開示としたことは正当である。

イ この点に関し異議申立人は、本件工事に係る里道・水路敷に隣接する土地の関係地主名は、一覧表等の形で本件事務を所管する土木事務所から地元自治会へ提出され、異議申立人らの知り得るところとなっており、今更非開示にすることの意味はないというが、たとえそのような事実があり、関係者の知り得るところとなっても、一般に公表され、すべての県民の知り得る情報となっているとは認められないし、そもそも、そのことと公文書開示制度の下に、実施機関によりこれを公文書の形で開示されることとは意味を異にする。

ウ また、異議申立人は、土地の所有状況は、法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報であり、条例第9条第2号ただし書のアに規定するものに該当し、非開示情報から除かれていると主張する。しかしながら、特定の個人の土地所有情報は、個人のプライバシーに属する個人情報であり、原則として非開示とされる情報である。

すなわち、個人情報原則非開示の例外をなす条例第9条第2号ただし書のアにいう「法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報」というのは、不動産登記簿や法務局備付図面や商業登記簿のように「法令又は条例の規定によりだれでも閲覧することができる情報」そのもの、すなわち不動産登記簿の謄本や写しあるいは法務局備付図面の写しなどをいうのであって、それらに加筆し、あるいは合成されて他の情報となったものは、含まれないのである。

エ 本件図面自身は、おおむね法務局備付図面を転写したものであるが、地番の記載以外に同図に書き込まれた地目、所有者の氏名や名称等は、法務局備付図面には、記載されていないものであって、この部分は、条例にいう、「法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報」そのものとは言い得ないものである。

したがって、当該「地番図（合成図）」のうち個人の氏名を記載した部分は、条例第9条第2号本文の規定により非開示とされるべきものである。

(4) 「開発区域内権利者一覧表」について

ア 1の表の に掲げた「開発区域内権利者一覧表」中には、本件法定外公共物の工事施行区域に係る土地等の権利について、本件工事施行区域に土地を所有する個人の土地の権利物件の種類、所在地、権利の種類、権利者の氏名、地目及び地積並びにその個人の本件工事についての同意の有無が記載されている。

これらの情報は、特定の土地がだれの（どの個人の）所有に係るものであるかを明らかにするとともにそれらの個人の本件工事に対する意見等を示すもので、特定の個人の財産状況が識別され、意見の内容が推認される情報というべきである。したがって、当該一覧表は条例第9条第2号に規定する非開示情報、個人情報（個人に関する情報）であって、特定の個人が識別されるもの）に当たり、全部を非開示とするのが相当である。

よって、実施機関が当該「開発区域内権利者一覧表」のすべてを非開示としたことは正当である。

イ なお、(3)のイ及びウについては、当該「開発区域内権利者

一覧表」について」においても同様である。

(5) 「造成計画平面図」について

ア 1の表の に掲げた「造成計画平面図」中には、特定の土地の区画にその土地の所有者としての個人の氏名や法人名等が記載されている部分がある。この土地の所有者としての個人の氏名が記載された部分は、特定の土地がだれの（どの個人の）所有に係るものであるかを明らかにするもので、特定の個人の財産状況が識別される情報というべきである。したがって、この部分は、条例第9条第2号に規定する非開示情報、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの）に当たり、非開示とするのが相当である。

よって、実施機関が当該「造成計画平面図」中、個人の氏名を記載した部分を非開示としたことは正当である。

イ なお、(3) のイ及びウについては、当該「造成計画平面図」について」においても同様である。

(6) 「建設省所管国有財産における工事施行について（意見書）4件」について

ア 1の表の に掲げた「建設省所管国有財産における工事施行について（意見書）4件」は、本件工事施行場所に隣接して土地を所有する個人が本件工事の施行に対する意見を書面をもって実施機関あて提出したものである。

これらの情報は、特定の土地がだれの（どの個人の）所有に係るものであるかを示す個人情報であるとともに、それらの個人の本件工事に対する意見、行動等一般に他人に知られたくないプライバシーにかかわる個人情報であって、特定の個人が識別されるものに当たり、したがって、条例第9条第2号の規定により、全部を非開示とするのが相当である。

よって、実施機関が当該「建設省所管国有財産における工事施行について（意見書）4件」のすべてを非開示としたことは正当である。

イ なお、(3) のイ及びウについては、「建設省所管国有財産における工事施行について（意見書）4件」について」においても同

様である。

(7) 「官民境界確定証明書（鑑及び添付図面）」について

ア 1の表の に掲げた「官民境界確定証明書（鑑及び添付図面）」のうち「鑑」の中には、当該証明の事務を所管する土木事務所の長から当該証明書を交付された者としての個人の氏名が記載されている部分がある。当該情報が記載された部分が開示されると、特定の土地がだれの（どの個人の）所有に係るものであるかが明らかになるもので、特定の個人の財産状況が識別される情報というべきである。

したがって、この部分は、条例第9条第2号に規定する非開示情報、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの）に当たり、非開示とするのが相当である。

イ 実施機関は、当該「官民境界確定証明書（鑑及び添付図面）」のうち「鑑」につき、これを全部非開示とすべきであると主張する。しかしながら、当該「鑑」につき個人の氏名が記載された部分を除くその余の部分を開示したからといって、個人のプライバシーを特に侵害することにはならないし、当該個人の氏名が記載された部分とそれ以外の部分とに分離することは容易であり、しかも、当該個人の氏名が記載された部分を除いても本件公文書の開示請求の趣旨が損なわれることはない。したがって、この点に関する実施機関の主張は、理由がない。

ウ なお、(3) のイ及びウについては、当該「官民境界確定証明書（鑑及び添付図面）」について」においても同様である。

(8) 「公共用地境界の確定について（鑑並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図）2件」について

ア 1の表の に掲げた「公共用地境界の確定について（鑑並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図）2件」の中には、所管国有財産部局長としての実施機関から当該確定通知書を交付された者としての個人の氏名や個々の特定の土地の所有者としての個人の氏名が記載されている部分がある。これらの情報が記載された部分が開示されると、特定の土地がだれの（どの個人の）所有に係るものであるかが明らかになるもので、特定の個人の財産状況が識別さ

れる情報というべきである。

イ 実施機関は、当該「公共用地境界の確定について（鑑並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図）2件」のうち「鑑」につき、これを全部非開示とすべきであると主張する。しかしながら、当該「鑑」につき個人の氏名が記載された部分を除くその余の部分を開示したからといって、個人のプライバシーを特に侵害することにはならないし、当該個人の氏名が記載された部分とそれ以外の部分とに分離することは容易であり、しかも、当該個人の氏名が記載された部分を除いても本件公文書の開示請求の趣旨が損なわれることはない。したがって、この点に関する実施機関の主張は、理由がない。

ウ なお、（3）のイ及びウについては、当該「公共用地境界の確定について（鑑並びに官民境界明示平面図及び官民境界明示断面図）2件」についても同様である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成10年 6月 8日	諮問
平成10年 7月 2日	実施機関から理由説明書を受理
平成10年 8月 31日	異議申立人から意見書を受理
平成10年 12月 8日 (第42回審査会)	審議

平成10年12月22日 (第43回審査会)	異議申立人からの意見及び説明の聴取
平成11年 2月 5日 (第44回審査会)	実施機関からの意見及び説明の聴取
平成11年 2月19日 (第45回審査会)	審議
平成11年 3月 5日 (第46回審査会)	審議
平成11年 5月14日 (第48回審査会)	審議
平成11年 7月13日 (第49回審査会)	審議